知的財産権の種類

知的財産権は、技術などに関する産業財産権と、文学などに関する著作権などに大別されます。産業財産権の中には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」という4つの権利があり、これを制度化したものが産業財産権制度です。

産業財産権制度は、製品に個性をもたらす機能や性能、ブランドなどを保護します。ただし、進歩は常に続いており、技術やアイデアは古くなるため、いつまでも独占権を付与し続けることは好ましくありません。そこで「特許権」は有限であり、保護期間が定められています。

一方、商標権は、ブランドの永続性を確保するために、更新手続を行うことを条件として、いつまでも存続することが許されています。

著作権は産業の発展を目指す産業財産権とは異なり、思想（アイデア）そのものは保護対象とならず、思想の表現が保護対象となります。

新たに開発された技術を論文発表した場合には、第三者がそれをまねた論文を発表すると著作権侵害になりますが、そこに書いてある技術をまねても著作権侵害にはなりません。

特許について

特許権とは

いわゆる「発明」と呼ばれるものに与えられます。発明には“物”、“方法”、“物の生産方法”の3つのタイプがあり、既存の技術などより進歩した内容であること、産業上利用できることなどが要件として求められます。

特許権を取得すると、その発明については絶対的な独占権が認められます。例え独自に発明したとしても、また特許権の存在を知らなかったとしても、第三者は原則として特許発明を実施できないという強い権利です。

ただし、存在の確認できない事象によるものや、実現不可能な技術によるものは特許権の対象とはなりません。例えば‥

自らの関節を外すことにより実現される体操の技（産業上利用できないため）

幽霊を利用したステルス・カンニング装置（存在が確認できない事象であるため）

手回し式計算機の効率的生産方（既存の技術より進歩していないため）

密輸品を隠すことのできるトランク（法律に違反する＝公序良俗に反するため）

などがあります。とはいえ、身の回りを探してみると、思わぬところにアイデアのヒントがあるかもしれません。「これだ！」と思ったら、まずは弁理士に相談してみてはいかがでしょう。

身近な特許権

ひと昔前ならどこの家庭にもあった“亀の子たわし”。これも特許権を取ったものの一つ。出願されたのは大正2年、登録されたのが大正4年です。

特許法では、特許として登録された発明を利用した商品の外装などに“特許第00000号”と書くことが奨励されています。しかし、特許が切れた後には書くことが許されないので、特許権取得品であることに気付かないのです。このように私たちの生活の中で、知らないうちに、特許権と接している機会はとても多いのです。

特許権の申請方法

特許権を取得するためには、特許庁に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受ける必要があります。

特許庁では、全国の出願を一ヶ所に集めて審査しており、出願から特許権を付与するまでには、その内容により出願人とのやりとりを行うなど、慎重な手続きを進めています。

以下に、特許権を取ることによる効果をフロー図で示します。

**＜ここに図を作成＞**

著作権について

著作物とは

著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項をすべて満たすものである必要があります。

「思想又は感情」を表現したものであること

思想又は感情を「表現したもの」であること

思想又は感情を「創作的」に表現したものであること

「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること

具体的には、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等が、著作権法上、著作物の例示として挙げられています。

その他、編集物で素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されます。新聞、雑誌、百科事典等がこれに該当します。

著作者について

著作者とは、著作物を創作した人のことです。一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが、著作者になると 考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。すなわち、幼稚園児であっても絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者になります。

以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。

その著作物を作る企画を立てるのが法人その他の使用者であること。

法人等の業務に従事する者の創作であること。

職務上作成されること

公表するときに法人等の名義で公表されること

契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

著作者の権利の発生及び保護期間について

著作権、著作者人格権、著作隣接権は、著作物を創作した時点で発生します。権利を得るための手続は、一切必要ありません。著作権の保護期間は、原則として著作者の生存年間及びその死後70年間です。

**＜ここに表を作成＞**

保護期間 保護対象

特許権 出願から20年 発明と呼ばれる技術的に高度なアイデア

意匠権 登録から20年 物の形状、模様などのデザイン

商標権 登録から10年（更新可能） 商品やサービスを区別するための名称・マーク

著作権 創作後、著作者の死後70年 文学、学術、美術などに関する創作的表現